

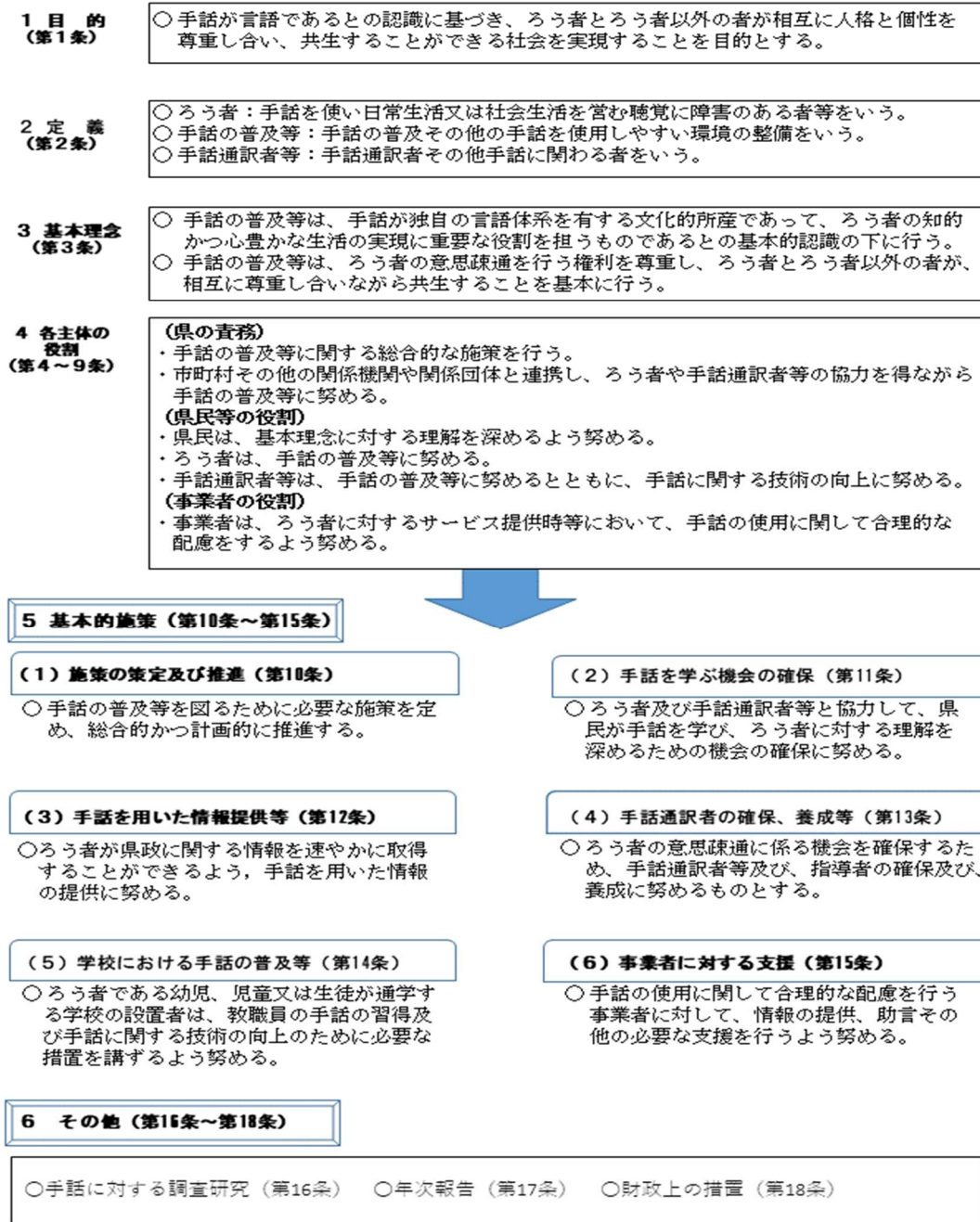
# 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

## 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県手話言語の普及の促進に関する条例		
担当課（室）	障害福祉課	公布日	平成30年10月2日
報告の根拠	条例第17条（年次報告）		

## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### （1）条例の概要・施策体系図



## (2) 条例制定後の主な取組

### (1) 手話の普及・啓発のための施策

#### ○イベント

普及啓発を目的としたイベントを実施 (R1. 8. 25)

講演会、パネルディスカッション、手話の体験教室など

於 小美玉市四季文化館みの〜れ 199名参加

#### ○県広報紙「ひばり」を活用した普及啓発の実施

平成31年2月号、令和5年10月号

### (2) 手話通訳者の養成

#### ○ 手話奉仕員スキルアップ事業

##### ・手話奉仕員スキルアップ講座

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施場所	県央会場 県南会場	未開催	県南会場 鹿行会場	県北会場 県西会場	県南会場 県北会場
開始時期	6月～2月	—	9月～3月	9月～3月	8月～3月
実施回数	計30回	—	計24回	計30回	計23回

##### ・全国統一試験対策講座

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施場所	水戸市	水戸市	水戸市	水戸市	土浦市
実施回数	計5回	計3回	計5回	計5回	計5回

### (参考) 手話奉仕員と手話通訳者の比較

区分	養成主体	認定方法	R5 時点人数
手話奉仕員	市町村	市町村主催の手話奉仕員養成講座の受講	登録制度なし
手話通訳者	県	手話通訳者全国統一試験への合格	105名

※医療機関や公共機関等での通訳を行うには「手話通訳者」レベルが必要

### 3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

#### (1) 手話を学ぶ機会の確保 ※条例第 11 条

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・中途失聴・難聴者コミュニケーション事業	・県 (指定管理委託)	・中途失聴・難聴者の方及び同居家族への手話講習会。	671 千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	671 千円

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・手話市民講座の開催	・日立市ほか 21 市町村	・各市町村において、手話を学ぶための機会として住民向けの講座を開催。	—
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	—

#### (2) 手話を用いた情報提供 ※条例第 12 条

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・手話通訳者派遣事業	・県 (指定管理委託)	・聴覚障害者が、役所や学校、病院などに赴くとき、円滑な意思の疎通を図るために手話通訳者を派遣する。	1,494 千円
【今後の取組】 上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	1,494 千円

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・市町村における手話通訳者の配置	・水戸市ほか 10市	・市町村役場での手続きを補助する手話通訳者を設置。	—
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	—

### (3) 手話通訳者の確保 ※条例第13条

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・手話奉仕員スキルアップ事業 (1)手話奉仕員スキルアップ講座 (2)統一試験対策講座	・県 (一般社団法人茨城県聴覚障害者協会へ委託)	(1)手話通訳者を目指す者を対象に、手話技術の向上、知識の習得を目的とし、手話通訳者養成講座の入講レベルに必要な講座を実施する。  (2)茨城県手話通訳者登録試験の合格に必要な技術、知識の習得を目的として、講座を実施する。	1,772千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	1,772千円

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・手話通訳者養成	・県 (指定管理委託)	・手話通訳者養成講座入稿試験に合格した方を対象に、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の養成を行う。	1,975千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	1,975千円